

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

秋田県雄勝郡稲川町

2 地域再生計画の名称

わたしたちの地域経済とコミュニティ再生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度から平成22年度まで

4 地域再生計画の意義及び目標

当町産業の特色は、農業（稲作）を基幹産業として、稲庭地区には江戸時代から伝わる日本3銘うどんの一つとして知られる稲庭うどん、三梨地区には銘柄牛である三梨牛、有機米、オクラやアスパラなどの野菜生産、川連地区には国の伝統的工芸品に指定されている川連漆器、秋田仏壇、川連こけしといった伝統的工芸品、駒形地区には駒形リンゴや大倉ブドウといった果樹生産があり、4つの地区（昭和の合併前旧町村区域、現小学校区）ごとに、それぞれの地域を特徴づける特産品の産地としての地域産業が根付いていることです。

こういった特色ある地域産業により形作られている当町は、豊かな自然とここに住む人たちが代々築いてきた歴史と文化を背景に、それぞれの分野の担い手が創意工夫によって築き上げ、守り伝えられた「技」の実践により成り立ってきた町です。そして、これらの「技」の原点は、携わる者すべての真心を込めた「手づくり」に求められます。これは農業や伝統産業のみならず、人づくりなど様々な分野で共通しているものであり、当地域が持つ潜在力であり新たな発展への可能性をも有しています。

しかし、当町の地域産業は、近年において“手づくりの技”というセールスポイントが広く評価され発展してきた反面、その担い手は地域住民であり、また地域住民が経営する中小企業であり、そのほとんどが個々に営む零細な経営基盤であるため、ここ数年来の景気低迷の影響を受けやすく、地域産業の低迷や伸び悩み、雇用悪化の懸念など、先行きの不透明感が地域の活気を失わせる要因となっています。これまでも地域経済を活性化させるために、国や県の施策とともに町では各種施策を講じてきてはいますが、近年の急激な経済情勢や社会構造の変化等に対応しながら地域の活気を取り戻すためには、地域産業の担い手である地域住民が連携し協力しながら地域経済の活性化について、共に考え力を結集して行動していく必要があります。

そのため、まずは地域住民が主体となり、4つの地区それぞれに根付いている特色ある地域産業を生かした新たな取組を行うための体制を構築します。具体的には、従来から地域住民のまとまりとしてある集落組織を基層単位とし、それを小学校区単位に束ねた4つの地域住民自治組織（地区自治連絡協議会）を設立することで、現行の集落組織

の規模のままでは地域内の問題解決や親睦等が主な活動であり、地域経済の活性化のために活動するといったことに踏み込めなかったものが、4つの地区自治連絡協議会としてまとまり規模が大きくなることで、地域住民が主体となりまちづくりを進めることができるとともに、地域産業の担い手として地域住民がお互いに連携し協力しながら、自分達の住む地域の経済を活性化していくための新たな取組を考え行動することが可能となります。

例えば、これまでは、それぞれの地域住民が個々にあるいは家内工業的な生産体制で地域産業を営んできたために、良質な製品を創り商品として需要が生まれたとしても、供給が追いつかず、せっかく生まれた需要のみならず消費者への信用も失ってしまうケースが見受けられました。そこで、地区自治連絡協議会が、地域の特色を生かした新たなブランドを確立していくため、消費者へのニーズ調査を行い商品を開発し販路を拡大していくといった事業を農業団体や商工団体等の関係団体と連携しながら計画し、町が計画策定段階から人的な面と財政面での支援等を行い協働し事業を推進します。そして、地区内の生産者等がグループとなり、お互いの知恵や技術を結集し研究・開発していくための場として活動拠点施設を利用しながら、消費者ニーズにあった売れるものをつくり生産量を確保する体制を築くことにより、市場に良質な特産品の産地であるとのイメージを植えつけ、販売額を伸ばすといったことを可能とします。また、こうした需要に対応するために、新たに生産に加わる者、現在仕事から離れている者、新たに就業する若者等を後継者として、協議会が地域住民相互のネットワークを活用し、人材を発掘したり育成していくといった取組みが可能となります。

このように、地区自治連絡協議会は、地域産業の担い手である地域住民を結び付け、地域の活気を取り戻すために力を結集する場として、更には特色ある地域産業を次代につなげていく役割を果たしていくことになります。

この4つの地区自治連絡協議会に対し、町が人的支援や財政面での支援等を行うとともに、その機能強化等を図り地域経済の活性化を目指す上で必要不可欠である活動拠点施設を、国補助事業等により整備された既存施設を有効活用できるものについてはリニューアルすることにより整備します。

そして、町が4つの地区の特色を最大限に生かしたまちづくりを進めるため計画している総合物産館整備構想（各地域産業が連携し新たな技の開発や付加価値を高めるための研究・加工施設、当町特産品について子どもから大人まで見て学ぶことができる体験学習施設、地産地消の場とともに特産品の展示・販売を行なう施設、インターネット等を活用した特産品の直販や情報受発信を行う情報交流拠点、物流拠点等々の機能を有する総合的な施設整備、産地としてのイメージアップのための街並や物産館周辺整備など）を、4つの地区自治連絡協議会を土台として、地域住民、行政、業界団体（町物産観光協会、農業団体、商工団体など）が一体となって推進していきます。

このことにより、これからの地域社会を担う人づくりを進め、その人材が個々にあるいはグループとなり、手づくりの技を創出し特色ある地域産業を築き上げ守り育ててきたこの地域の持つ可能性や潜在力を糧として、様々な創意と工夫を生み出し、地域活動を超えた広い視野での取組みを可能とすることにより、当町の4つの地区それぞれに根

付いている特色ある地域産業を生かした地域経済の活性化と新たな雇用を創出し、地域の持続した発展を可能とすることが、この計画の目標となります。

《地区自治連絡協議会活動拠点施設整備計画箇所：6箇所》

稲庭地区（1箇所）稲川町勤労青少年ホーム（S57 国・県補助事業整備）

三梨地区（2箇所）川東地区 三梨老人憩の家（S56 県補助事業整備）

川西地区 稲川町克雪管理センター（S47 国・県補助事業整備）

川連地区（1箇所）稲川町農村環境改善センター（S62 国補助事業整備）

駒形地区（2箇所）駒形小学校（北校舎）（S44 国補助事業整備）

駒形東部交流センター（新規整備）

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

手づくりの良さが広く評価され近年において成長してきた当町地域産業は、それを支える経営基盤が零細であるため、急激な経済情勢や社会構造の変化等による影響を受けやすく、先行きの不透明感が地域経済全体を萎縮させています。こうした現状を打開するためには、地域住民が、この地域が全国に誇れる特産品の産地であるとの自信を回復し、地域の活気を取り戻すための努力を地域全体が一丸となって取り組んでいく必要があります。

これまで、当町地域産業のほとんどが同業種内での情報や技術の交流等を行う場はあるものの、それぞれの地域産業が家内工業的な生産体制である現状においては、新たな需要に対して供給が追いつかず、せっかく生まれた需要のみならず消費者への信用も失ってしまうといったケースが見受けられました。

このような好機を逸しないためにも地域内や産業間での連携や協力を行う新たな体制づくりを行う必要があります。4つの地区自治連絡協議会を設立し、町がその活動拠点施設を整備し、地域産業の担い手である地域住民が連携し協力し活動する場とすることにより、自分達の地域を自分達の地域産業や特産品で活性化させなければならないといった意識を高め、地域全体がその意識を共有することで協力・信頼関係を築き上げ、地域住民が連携と協力のもと、必要な生産量を確保し需要へ対応できる体制が確立されるとともに、それぞれが持つ手づくりの技を活かした様々な創意と工夫が改良や新たな商品の開発を可能とし、それがまた新たな就業の場や雇用創出、市場開拓に結びつくといった効果を生み出します。

また、地域経済に対する関心が地域住民全体で高まることにより、地域産業に携わっていない地域住民にも良質で安心な地元でできたものは自分達が消費するといった気運が高まり地産地消が進むとともに、町外への広告塔としての役割を自ら認識し宣伝効果を増すこととなります。

このような効果を得ることにより、地域経済が活性化し新たな就業の場や雇用が生まれ、地域経済が好い方向に循環していくことが期待されます。

表 経済的社会的効果の指標（目標値）

○工業出荷額（単位：百万円）

伝統産業関係	10 年度	14 年度	19 年度	22 年度	10→14	14→19	19→22
漆器・仏壇等	6,454	4,232	4,316	4,531	66%	102%	105%
食 料 品	5,743	4,174	4,257	4,469	73%	102%	105%

○従業員数（単位：人）

伝統産業関係	10 年度	14 年度	19 年度	22 年度	10→14	14→19	19→22
漆器・仏壇等	895	581	592	621	65%	102%	105%
食 料 品	594	577	588	617	97%	102%	105%

（ 工業統計調査 ）

○農産物生産額（単位：百万円）

	10 年度	14 年度	19 年度	22 年度	10→14	14→19	19→22
農業産出額	2,674	2,380	2,427	2,548	89%	102%	105%

（ 秋田県生産農業所得統計 ）

また、地区自治連絡協議会の活動において、子どもたちや若い世代が活動に加わるとともに、都市住民等との交流を行い、自然や地域資源のすばらしさ、農業や伝統産業の魅力を伝えることにより、新規就農者や伝統産業の後継者が生まれることが期待でき、その指導や育成を協議会活動の中で熟練した手づくりの技を持つ地域住民（高齢者等）が行い、自己の技術や知恵が地域に役立つ喜びを得ることで、この地域が全国に誇れる特産品の産地であるとの自信と元気を取り戻し、人と地域に活気がもたらされます。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

10903 勤労青少年ホームの施設転用

13004 補助対象施設の有効活用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

（その他関連する事業）

○4つの地域住民自治組織（地区自治連絡協議会）設立への町支援等

地域産業の担い手である地域住民が連携し協力しながら共に考え力を結集し、自らの創意工夫で様々な取組みを行い地域を活性化していくため、従来からある集落組織を小学校区単位に束ねた4つの地域住民自治組織を地域住民と十分な協議を重ねた上で、平成16年8月までを目処に設立を目指します。そのために、各地区を担当する町職員を配置し協議会の設立準備段階から人的支援を行なうとともに、平成16年度において設立補助金等による財政面での支援を行ないます。

○地域住民自治組織（地区自治連絡協議会）活動への町支援等

・人的支援

各地区の協議会に町担当職員を配置し、協議会が地域活性化等のため実施する事業等の計画づくりへの支援、協議会自体で解決できない問題等についての町や各関係機関との連絡調整、協議会や集落組織の活動に対し支援を行ないます。

- ・活動拠点整備

各地区協議会の活動拠点施設を、協議会が自主的な活動が可能となるよう地域住民と協議を重ね整備します。

- ・財政支援

協議会への町交付金制度を創設し、協議会が地域活性化等のための計画を策定し自主的に行なう活動や事業等に対し財政面での支援を行ないます。

- 地区自治連絡協議会を地域経済の活性化を推進していくための土台として、町全体が一丸となって進めようと計画している関連事業等

- ・総合物産館整備構想

各地域産業が連携し新たな技の開発や付加価値を高めるための研究・加工施設、当町特産品について子どもから大人まで見て学ぶことができる体験学習施設、地産地消の場とともに特産品の展示・販売を行なう施設、インターネット等を活用した特産品の直販や情報受発信を行う情報交流拠点、物流拠点等々の機能を有する総合的な施設整備、産地としてのイメージアップのための街並や物産館周辺整備など

- ・稲川ブランドの確立や人材・後継者育成のための町支援事業など

稲川ブランド米確立のための堆肥を利用した自然乾燥米生産に対する支援事業、伝統工芸品製作者（漆器職人等）に対するデザイン力向上等のための人材育成支援事業、各地域産業への後継者確保・育成に対する支援事業等々

8 その他の地域再計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

- 1 講じようとする支援措置の番号及び名称
10903 勤労青少年ホームの施設転用

- 2 当該支援措置を受けようとする者

秋田県雄勝郡稲川町

(属性) 市町村単独

(規模) 稲川町の全域

(所在地) 秋田県雄勝郡稲川町大館字上平城 1 2 0 番地

- 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

全国的にも知名度のある「稲庭うどん」の産地である当町稲庭地区において、地域産業の担い手である地域住民が主体となり、「稲庭うどんの里（当地区を印象付ける愛称）」としての特徴を生かした地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、近年の急激な経済情勢や社会構造の変化等に対応しながら地域の活気を取り戻し持続可能な地域の発展を目指す上で、手づくりの技を次代に引き継いでいく後継者を確保育成するとともに、その技術を伝える人材の育成や能力向上等をしていくことが重要であります。

このため、勤労青少年ホームを「稲庭地区自治連絡協議会」の活動拠点とし、「稲庭うどん」の伝統（代々受け継がれる手づくりによる手法）を維持するため、運営方法や施設の改修方法について検討します。また、伝統と技能を守るためには、この担い手となる若年者等の職業観や仕事観を育てる必要があり、本計画の推進により、若年者等の職業意識の向上を図っていきます。

具体的には、稲庭うどんづくり体験、若年者を中心とした更なる産地形成のための技術や能力の開発・向上、これらの若年者等と育成指導する職人等との交流が図られるイベントの開催を行うことなどが考えられます。

現施設の機能を活かして地域の活気を生み出すための取組みを進めていく上で、当地区に多い食料品製造業（特に、稲庭うどん製造業）等の中小企業への就労者の研修、相談活動、技術講習、インターネットを活用した他地域の各種産業就業者との情報交流、特産品を利用した新たな商品づくりのための研究など、地域経済の活性化（消費者ニーズに見合った需給関係の促進と若年者を中心とした後継者の育成）等のための事業等を雇用保険の被保険者などの地域住民が主体となり計画し行なう場として利用します。

また、地域コミュニティにおける住民相互のネットワークを活用することにより、地元への就職を希望する学生や U ターン就職の希望者、現在の就業先の事情により離職を余儀なくされた若者など、地域産業の後継者となるような人材をこういった就業希望者の中から発掘し、当該施設において地域産業に就業するための技術講習や就業相談会等の事業を計画段階から町が支援を行ない業界団体等と連携しながら実施するといった取組みも可能となります。

このように、人材の発掘や育成を促進し、或いは支援することにより、地域産業の経済成長を助長するとともに、地域住民の連携意識がめばえ、協力しながら共に考える力

を結集し行動していくことは、若年者の職業意識の啓発、向上や若年者の職業意識の見直しにも繋がるなどの効果や、労働者の労働意欲の向上による地域経済の活性化や地域雇用の創造が図られることとなります。

さらに、効率的な施設運営等により、現在の利用者である働く青少年が今までと同様に福祉増進のため利用していただくとともに、様々な世代の地域住民や地元企業就労者等の利用が増加しその活動の場となることにより、働く青少年と地域住民との世代間交流の場となることも期待できます。

4 支援措置を講じようとする日

稲庭地区自治連絡協議会を設立した日からとなります。(平成16年度中)

別紙

1 講じようとする支援措置の番号及び名称

13004 補助対象施設の有効活用（国土交通省）

2 当該支援措置を受けようとする者

秋田県稲川町

（属性）市町村単独

（規模）稲川町の全域

（所在地）秋田県雄勝郡稲川町大館字上平城 1 2 0 番地

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

近年の急激な経済情勢や社会構造の変化等に対応しながら地域経済の活性化等により地域の活気を取り戻すために、地域産業の担い手である地域住民が連携し協力しながら、共に考え力を結集し行動していくために設立する 4 つの地域住民自治組織（地区自治連絡協議会）が、その機能強化等を図り地域経済の活性化を目指す上で必要不可欠である活動拠点施設を、国補助事業等により整備された既存施設を有効活用できるものについては、リニューアルすることにより整備します。

このうち、三梨地区自治連絡協議会の川西地区活動拠点として、特別豪雪地帯克雪管理センター建設費補助（旧経済産業省所管）により整備した稲川町克雪管理センターを有効活用し整備するものであります。

稲川町克雪管理センターは、昭和 47 年度に開設以来、当町三梨川西地区における冬期雪害に対し住民の安全と生活環境の維持向上等のため利用されておりましたが、近年は交通基盤の整備や除雪機械の性能向上に伴い、ほとんど利用されていない状況であるとともに開設後 30 年以上経過し老朽化が著しい状態にあります。

そこで、当町三梨地区で盛んな銘柄牛である三梨牛の生産とその堆肥を利用し循環型農業を目指した米作、オクラやアスパラ等の野菜生産、リンゴ等の果樹生産など有機の里としての特徴を生かした地域経済の活性化等をしていく上で、三梨地区自治連絡協議会の活動拠点としてリニューアルすることにより整備し、当該協議会に施設の管理運営を委託した方が、地域住民の利便性の向上や効率的な運営、地域の福祉増進や振興のため有効活用できるものと考えます。

具体的には、三梨地区自治連絡協議会が主体となり地域経済の活性化等のため計画し行なう様々な事業として考えられる、当地区の農産物等を利用し付加価値を高めた新たな商品づくりのための研究、地産地消を進めるための活動や出荷等を行なう際の共同作業、インターネットを活用した他地域や他産業との情報交流などを行なう場として、また、協議会の運営や地域活動をしていくために、地域住民がいつでも集い利用できる場として利用します。

また、当該施設は、三梨川西地区のほぼ中央部に位置しているとともに、上記のような活動をしていくための施設として規模的にも各種作業や調理・加工が行なえるスペース、多人数が集まれるスペースを現在の施設を改修することにより備え利用していくこ

とが可能であり、老朽化に伴い平成 18 年度に予定している大規模改修にあわせ、地域住民との協議を行い活動していく上で利用しやすい施設となるよう不足する設備等を含め整備していく計画となっております。また、当該施設をリニューアルすることより、災害発生時等においても当地区住民の安全と生活環境の維持向上のため利用していくことが可能となります。

なお、活動拠点施設整備が完了するまでの期間は、必要な備品等の整備や軽微な改修等を行うことにより活動拠点として利用が可能であり、当面の間、現在の施設のまま利用します。

4 支援措置を講じようとする日

各地区自治連絡協議会を設立した日からとなります。(平成 16 年度中)

なお、当該既存施設のリニューアルによる活動拠点施設整備実施の予定時期については、平成 18 年度を整備期間として計画しています